

## 令和7年度第4回筑紫野市スポーツ推進審議会 会議録

### ○日 時

令和7年10月22日（水）午後3時から午後3時50分まで

### ○場 所

筑紫野市役所 5階 506会議室

### ○出席委員（9名）

審議会委員 黒葛原 緑	審議会委員 浅谷 芳江
審議会委員 川上 義昭	審議会委員 力久 光博
審議会委員 大橋 充典	審議会委員 泉原 嘉郎
審議会委員 坂倉 元	審議会委員 溝田 喜彦
審議会委員 砥綿 敬二	

### ○欠席委員（1名）

審議会委員 高木 淳一

### ○傍聴者（1名）

### ○出席説明員（5名）

教育部長 濱崎 博文	
文化・スポーツ振興課長 安樂 鉄平	
文化・スポーツ振興課スポーツ企画担当係長 森田 健太郎	
文化・スポーツ振興課スポーツ施設担当係長 萩尾 浩三	
文化・スポーツ振興課スポーツ企画担当 江口 達弥	

### ○議事日程

1. 委員長あいさつ

2. 議事

#### ○筑紫野市スポーツ施設整備基本構想について

- (1) 文教福祉常任委員会における意見について
- (2) パブリック・コメントについて
- (3) 教育委員会への答申について

#### ○学校体育施設有料化について

- (1) 教育委員会への答申について

#### ○第3回筑紫野市スポーツ推進審議会の議事録について

3 教育委員会への答申

4 事務連絡

## 会議録

○スポーツ施設担当係長：ただいまから令和7年度第4回筑紫野市スポーツ推進審議会を開催いたします。

私は本日進行を務めます文化・スポーツ振興課の萩尾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の出席状況を報告させていただきます。本日校長会の高木先生が公務のため欠席の連絡がございます。審議委員9名出席いただき、1名が欠席となります。委員の過半数を超えていたため、当審議会が成立することを報告させていただきます。

続きまして資料の確認でございます。

まず会議次第、筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（案）が一部、文教福祉常任委員会におけるスポーツ施設整備構想に対する意見、筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（案）に対するパブリック・コメントの結果、それから、筑紫野市スポーツ施設整備基本構想策定についての答申案でございます。次に、学校体育施設有料化についての答申案でございます。最後に第3回筑紫野市スポーツ推進審議会会議録です。資料につきましては以上となります。資料に不足がある方につきましては、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それではお手元に配布しています次第に沿って進めさせていただきます。

次第の1、委員長あいさつ。

審議会の開会にあたり、当審議会の委員長である大橋委員長からごあいさつをお願いしたいと思います。

○大橋委員長：皆さんこんにちは。前回の審議会でまとめさせていただきましたスポーツ施設整備基本構想（案）ですが、パブリック・コメントが終了しましたので、その内容の確認と教育委員会への答申内容の決定、また学校体育施設の有料化についても同じく教育委員会の答申内容を決定していくことになろうかと思います。本日もよろしくお願ひいたします。

○スポーツ施設担当係長：大橋委員長ありがとうございました。それではこれからの進行につきましては、大橋委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○大橋委員長：それでは早速ですけれども議事を進めさせていただきます。

次第の2、議題の1つ目である筑紫野市スポーツ施設整備基本構想について、1. 文教福祉常任委員会における意見についてです。事務局よりお願ひいたします。

○文化・スポーツ振興課長：筑紫野市文化・スポーツ振興課長の安樂です。どうぞよろしくお願ひします。

それではまず文教福祉常任委員会における意見につきまして説明させていただきます。

文教常任委員会には、審議会を行った都度、今まで3回審議会の内容について報告させていただいている。前回、文教福祉常任委員会に報告させていただいたところ、これまでの本委員会においての意見を審議会に報告がなされているのか、きちんと報告すべきではないかという意見が出ています。この件につきましては、議会の意見をきちんとした形で当審議会に報告していませんでした。事務局としまして、審議会にきちんとした形で報告すべきあったと考え

ましたので、今回議会からの意見で主なものを報告させていただきたいと考えています。

それでは別紙の文教福祉常任委員会における筑紫野市スポーツ施設整備基本構想に対する意見の1ページをご覧ください。

始めに第1回スポーツ推進審議会の報告を7月15日に行った際の意見です。意見としまして、No1. 審議会委員のメンバーについて説明してもらいたいとの質問に対しまして、スポーツ推進審議会規則に基づき選出していること、選出区分ごとの説明を行っています。

続きましてNo2. NPO法人カミーリアはどのような団体なのか、また今までの市への関わりや実績についての質問に対しまして、筑紫野市で唯一の総合型地域スポーツクラブであり、市への関わりは二日市東小学校等の学校施設開放運営委員会で委員長を担っていただいている旨回答しています。

続きましてNo3. プール事業の民間委託は、教育委員会で決定したのかとの質問に対しまして、昨今の酷暑等の状況を踏まえると、プールの事業は民間委託も含めて検討していく必要があると教育委員会で認識しており、具体的な方向性が決まれば議会への報告は必要と考える旨を回答しています。

続きましてNo4. 場所の選定について、面積以外に何か条件を設けているのかとの質問に対しまして、構想策定後、用地面積ごとに金額等を含めて検討すること、その中でアクセスなどの条件を整理する旨を回答しています。

続きましてNo5. 総合体育館を完成させるまでのスケジュールについての質問に対しまして、第2回審議会で提示する予定である旨を回答しています。

続きましてNo6. 多目的グラウンドの具体的な使い方についての質問に対しまして、サッカーを想定していること、また芝生や土など、多目的グラウンドの整備内容で変わるが、面積的にはソフトボール等は可能であるという見解と回答しています。

続きましてNo7. メインアリーナはフットサルの公式試合に対応可能かとの質問に対しまして、対応可能であると考えている旨を回答しています。

続きましてNo8. 建設費の財源、上限額についての質問に対しまして、第2回審議会で提示する予定であると回答しています。

続きましてNo9. 審議会委員に財政面で詳しい人が入っていないと行政主導になってしまうのではないかとの質問に対しまして、審議会の審議では建設場所を決めるものではないこと、また市の財政状況を踏まえた事業の実施可否を求める場でもないことを回答しまして、議員間で、財政面での責任を持つのは市長であり、スポーツ推進審議会ではないこと、また議会は承認するかしないかであるということが委員会で話されています。

2ページご覧ください。

こちらが第2回スポーツ推進審議会の報告を8月10日に行った際の意見です。

意見としまして、No1. 他市の建設手法及び財源についての状況の質問に対しまして、近年建設した総合体育館では、糸島市がPFIの手法を、大牟田市と飯塚市は従来の方式、直営で整備しまして、補助金を活用した財源確保に努めていること、また場所等によって活用できる補助金が異なる旨を回答しています。

続きましてNo2. 用地の取得を含め、この事業を財政計画の検証なしにどのように進めるのかとの質問に対しまして、スポーツ施設整備を具体的に提案する際は、財政計画上に問題ない

かを充分に検証する旨を回答しています。

続きまして No3. 概算用地費の算定根拠の質問に対しまして、令和7年1月1日の地価公示及び令和6年7月1日の県地価調査の基準値のうち、都市計画区域外、調整区域、地価公示と県調査の重複箇所を除外した市街化区域の平均値で算出している旨を回答しています。

続きまして No4. 財政計画による整備を行い、市に損害が出た場合は誰が責任を取るのかと質問に対しまして、スポーツ施設整備を具体的に提案する際は、財政計画上に問題ないか充分に検証し、未来にしっかりと責任が持てる仕事を進めていく。その際、議会には改めて説明させていただくことを回答しています。

続きまして No5. 第七次筑紫野市総合計画及び財政計画を踏まえた事業計画になつていなければならぬとの意見に対しましては、意見として受け止めています。

続きまして No6. 筑紫野市人権都市宣言を踏まえたふさわしい体育館のコンセプトや建設場所、利用者に配慮した考えを構想に盛り込んだほうがよいのではとの意見に対しましては、その意見も踏まえて基本構想の第5章の基本方針を作成していただいているところでございます。

続きまして No7. 市民ニーズが高い屋内プールが構想から外れているため、より具体的に説明した方がよいのではとの質問に対しまして、繁忙期と閑散期で利用者に著しい差異があること、市が整備するとなると、年間を通しての有効活用が難しいことや大きな財政負担の恐れがあるため、民間事業者の活用等で、別途検討する旨を回答しています。

なお、第3回スポーツ推進審議会の報告を9月5日に行ってますが、その際の意見につきましては、冒頭でお話をさせていただきました、議会、文教福祉常任委員会の意見を、この審議会にきちんと形で報告すべきではないかと意見が上がっているところです。

以上、議会の文教福祉常任委員会における意見について説明させていただきました。

○大橋委員長：ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見ご質問等があれば、挙手にてお知らせをお願いいたします。

確認ですけれども、これは議会での意見とその内容がここに反映されていて、そこで回答をしていただいた内容が意見に対する考え方、それを審議会で共有すべきだという話ですか。

○文化・スポーツ振興課長：そのとおりです。

○坂倉委員：意見はこれだけだったのでしょうか。

○文化・スポーツ振興課長：色々な質問が出ましたが、こちらが主な意見でございます。

○坂倉委員：この基本構想のそもそものここに至るまでの経緯とか、魂みたいなものの質問事項がないようですが、議会は分かっているという前提でしょうか。

○教育部長：どちらかというと議会は本事業について多額の予算を要することから、両手を挙げて賛成というよりも少し慎重であるべきという視点からのご意見を非常にいただいている状況です。

○大橋委員長：その他いかがでしょうか。よろしいですか。では、議会からいただいた意見については、構想に影響するものではないと考えますので、原案のまま進めさせていただくことにします。

続きまして（2）パブリック・コメントについてです。事務局より説明をお願いします。

○文化・スポーツ振興課長：続きましてパブリック・コメントになります。このパブリック・コメントは9月10日から10月9日までの30日間行いまして、10の方から15項目の意見を

いただいている。

それでは別紙の筑紫野市スポーツ施設整備構想（案）に対するパブリック・コメント結果の表をご覧ください。下にページ数を振っています。1ページをご覧ください。この表につきましては、質問項目の内容がこの基本構想案の何ページに該当するか、また質問が基本構想のどの部分に該当しているのかを記載しています。また、意見の趣旨及び内容意見に対する考え方を表にまとめています。

それでは意見の趣旨及び内容意見に対する考え方について内容を読み上げ報告させていただきたいと思います。

まず、No 1. 市民プールが欲しい。近隣市は市民プールがあるため、天候や季節に左右されず、プール授業が行われている。プール授業を外注し、メンテナンス等も 1 カ所に集中させる方が効率的であるとの意見に対しまして、意見に対する考え方として、P1 に記載のとおり、本構想は総合体育館の整備について優先的に検討することとしており、P13 に記載の理由により、屋内プールの整備については本構想の対象外とし、別途検討することとしています、としています。

続きまして No 2. 市内の運動施設がとても少ないため、スポーツ複合施設がほしいとの意見に対しまして、意見に対する考え方として、第 6 章に記載のとおり、用地面積の考え方や財政状況等を勘案しながら、候補地の選定や施設種別の検討を行います、としています。

続きまして No 3. 屋内プールの整備を盛り込んでほしい。「市民が今後してみたいスポーツ」の 3.5%を占めているのに構想から外れる理由が分からぬ。市内にスイミングスクールもなく、コストが高額な施設を民間に委ねるのはいかがなものかとの意見に対しまして、P1 に記載のとおり、本構想は総合体育館の整備について優先的に検討することとしており、P13 に記載の理由により、屋内プールの整備については本構想の対象外とし、別途検討することとしています、としています。

続きまして No 4. 屋内の温水プールを設置してほしい。カミーリヤの歩行プールでは物足りない。車で通えない人のために巡回バスで通えるようにして、場所は旧市役所跡地か図書館横を希望との意見に対しまして、P1 に記載のとおり、本構想は総合体育館の整備について優先的に検討することとしており、P13 に記載の理由により、屋内プールの整備については本構想の対象外とし、別途検討することとしています、としています。

続きまして No 5. スポーツ施設整備を実施するならば、立地場所については、JR や西鉄の駅から徒歩圏内で、具体的には二日市駅や天拝山、朝倉街道駅の周囲が望ましい。中規模施設とし、①アリーナ②武道場、多目的運動室と機能を分散させる。地域の活性化が期待できる面では、①旧市役所跡地 ②中央通商店街広場も候補地としてあるとの意見に対しまして、第 6 章に記載のとおり、用地面積の考え方や財政状況等を勘案しながら、候補地の選定に取り組んでいきます、としています。

続きまして No 6. スポーツ施設整備を実施するならば、

- ・多くの市民が利用できる、利用しやすい開放された施設であること
- ・スポーツ以外でも市民が集える憩いの場、学びの場等の施設が望ましい。具体例として、①体育館、武道館等に市民プールを併設した案。敷地に余裕があればテニスコートやグラウンドゴルフ等のスペースの設置。②都市型道の駅やコンビニ等を併設し日常的な利用者が増える

施設。③憩いの場や散歩コースとして、大庇や小公園、ちびっこ広場の整備④空調設備の整備  
⑤広い駐車場を設け、アクセス容易な施設との意見に対しまして、第6章に記載のとおり、用地面積の考え方や財政状況等を勘案しながら、候補地の選定や施設種別の検討を行います。なお、市民プールの整備については、P13に記載の理由により、本構想の対象外とし、別途検討することとしています。

続きましてNo7. スポーツ施設の充実のため、小学生から高齢者まで安価で利用できる施設を整備してほしい。市内のスポーツ施設は単独で大会を開催できる規模でないことや、近隣市では新しい体育館やプール等が整備されているため、スポーツを通じて心身ともに元気な町づくりを目指してほしいとの意見に対しまして、第6章に記載のとおり、用地面積の考え方や財政状況等を勘案しながら、候補地の選定や施設種別の検討を行います。なお、市民プールの整備については、P13に記載の理由により、本構想の対象外とし、別途検討することとしています。使用料については、スポーツ施設を整備する際に検討します、としています。

続きましてNo8. 近隣の総合体育館は同じ規模なので、違った視点での建設を希望。

- ・「みる」の視点で、5,000人以上の観客席　スポーツ以外での用途も増え、外部からの来場者が増える。
- ・「ささえる」の視点で、規模が大きければプロスポーツの本拠地となりうるとの意見に対しまして多くの市民が、スポーツに親しみ、集えるよう、また、季節や天候に左右されず気軽に利用できるなど、「使いやすいスポーツ施設日本一」を基本方針に、第6章に記載のとおり、総合体育館及び付帯スポーツ施設の規模を設定しています、としています。

続きましてNo9. 体育館の建設に賛成である。老朽化していること、最低限1,000席を確保し他自治体で実施している大会を誘致することで「稼ぐ」という視点も大事と思われる。建設地は、J.T跡地を除くと諸田グラウンドの南側かカミーリヤ周辺を提案との意見に対しまして、第6章に記載の通り、用地面積や考え方や財政状況等を勘案しながら、候補者の選定に取り組んでいきます、としています。

続きましてNo10. 新たな総合体育館の整備について反対である。事業費の妥当性と財政への影響が大きな懸念。今後の少子高齢化や公共施設の維持管理費の増加を考えると、総合体育館の整備は市民の税負担の増大や将来世代への負担を増やすべきでないと考える。また、近隣自治体と連携し近隣の総合体育館の共同利用や連携の検討が不十分であるとの意見に対しまして、スポーツ施設整備については、第4章に記載のとおり必要性があると考えており、また、事業を進めるにあたっては、第6章に記載のとおり、用地面積の考え方や財政状況等を勘案しながら、候補地の選定に取り組んでいきます、としています。

続きましてNo11. 構想の内容がスポーツ施設整備基本構想ではなく、総合体育館基本構想にしかなっていないとの意見に対しまして、本構想は総合体育館の整備について優先的に検討した内容となっており、付帯スポーツ施設については、第6章に記載のとおりです、としています。

続きましてNo12. 構想内に、アンケートで要望されているスポーツ施設について、考え方、方向性だけでも記載すべきであるとの意見に対しまして、市民アンケート等で要望されているスポーツ施設については、特に要望の高かった3つのスポーツ施設をP13のとおり整理しています、としています。

続きまして No13. 付帯スポーツ施設で、多目的グラウンド小にテニスコートの記述があるが、中途半端な面数となるため不要と考える。大会を開催するには最低でも8面、約5,500 m<sup>2</sup>必要であり整備の方向性だけでも示してほしい、との意見に対しまして、第6章に記載のとおり、用地面積の考え方や財政状況等を勘案しながら、候補地の選定や施設種別の検討を行います、としています。

続きまして No14. 構想内に、現在の体育館、多目的広場(野球・サッカー場)、テニスコートを一体的にどのように再整備するかを記述してほしいとの意見に対しまして、候補地が定まっておらず、現スポーツ施設の再整備については検討が困難であり、本構想から対象外とします、としています。

続きまして No15. 整備手法のデメリット欄に、「市内業者の事業機会を失う可能性がある」とあるが、総合体育館の整備は必ずしも市内業者の参入を前提としているため削除すべきであるとの意見に対しまして、事業手法については、市内業者の参入を前提としているものではなく、当資料は、各整備手法について一般的な解説を行っているところです、としています。

以上、パブリック・コメントの意見とその意見に対する考え方を説明させていただきました。

事務局としましては、パブリック・コメントの意見に対する考え方として、この内容で進めさせていただき、パブリック・コメントの意見による、スポーツ施設整備基本構想（案）の変更はないものとして取り扱いをさせていただけたらと考えています。

○大橋委員長：ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見ご質問等があれば挙手にてお知らせください。

○坂倉委員：色々ご意見があるのは重々承知のうえ、おおよそこのパブリック・コメントの中で用地というところが1つ大きいキーワードなのかなと思います。これがある程度の方向性が決まっている、もしくはどこか候補地があるとなれば、おそらくこのパブリック・コメントの問題点も大幅に改正するか、もしくはもう少し具体的に基本方針の中身に入ったところにも返答ができるのではないかなど考えるのですが、この辺り用地というところに関しては今どうなっているのか私たちも知らないのですよ。これがまだ発表できないのか、決まっていないのか、逆にいつ頃だったらできるのか、この程度を示せれば少しは進むのではないかなど見て思いました。

○文化・スポーツ振興課長：まず用地の件に関しては、現時点ではまだ何も決まっていないということが1点です。この基本構想を策定するにあたっては、まず用地の選定に関して、一定の方針が必要であろうというところで取り組んでいるため、今の段階では何も決まってないというところです。

○大橋委員長：あくまでこのスポーツ施設整備基本構想というものに対するパブリック・コメントに対する回答なので、ここに出ていないものに関しては、もちろん知り得る情報ではなくて、それに関しては回答も必要ない、むしろできないというところでしかないわけですよね。

○教育部長：そうですね。土地に関しては、これがここ1年で建設ができるというものではありませんので、今後例えば大規模な土地の開発が出てきてその1つが候補地に入るとか、これから将来に向かってどんな土地が出てくるか分からず、その時にこれぐらいの用地があるといいねというのを基本構想で固めておかないと、出てきたときにその用地が対象になるか、もしくは対象になってしまって何ヘクタールを市が必要とするのかが決められませんので、そういう

た目安ですね。色々な意見が出ています、あっちの駅の裏側に山林があるのではないかとか、諸田グラウンド周辺を全部買収して整備すればいいのではないかとか、あるいはパブリック・コメントで意見が出ているように、中央通り商店街、面積的には全然足りませんが、そういうところがいいのではないかとか、あるいはイオン周辺なんかを買ったらいいのではないかとか色々意見が出ていますので、今の時点ではＪＴ跡地も含めた色々な可能性が今後出てきた時にどう動くかというところです。

○溝田委員：このパブリック・コメントの中に、プール整備の考え方としてということで、別途検討することとしていますと記載がありますが、この別途は何か構想はあるのでしょうか。

○文化・スポーツ振興課長：こちらに関しては、構想の13ページに記載しています。少しお話をさせていただいたのですが、13ページを読み上げさせていただきますと、屋内プールは、年間通じて利用者が見込める体育館等と比べ、繁忙期と閑散期では利用者に約3～5倍の差異があり年間を通しての有効活用や、月々のランニングコストが高額であるなどの課題が大きいことから、公費を投じるには慎重であることが必要です。また、全国的な学校のプール授業の傾向として、効率的な運営や高度な専門知識を活用した民間委託への流れがある中、本市においてもその動向を踏まえ、民間資金の活用など総合的に検討する必要があります。従って、屋内プールは本構想では対象外とし、別途検討することとします。あくまでこの構想から屋内プールの整備については外して別途検討するということになっています。

○大橋委員長：その他いかがでしょうか。では、パブリック・コメントを受けてこの構想案の変更はないという確認が取れましたけれども、当審議会においてはこの案を持って筑紫野市スポーツ施設整備基本構想としたいと思います。よろしいでしょうか。

○審議会委員：異議なし。

○大橋委員長：ありがとうございました。では続きまして（3）教育委員会への答申についてです。読み上げさせていただきます。

令和7年10月22日、筑紫野市教育委員会教育長 上野 二三夫 様

筑紫野市スポーツ推進審議会委員長 大橋 充典

筑紫野市スポーツ施設整備基本構想の策定について（答申）

令和7年4月25日付7筑文ス第1116号で諮問のあったことについて、当審議会において審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、総合体育館及び付帯スポーツ施設を整備する際には、スポーツ推進計画の基本理念である「豊かな心と絆を育むスポーツの振興」に資するため、本市のスポーツの拠点にふさわしい規模であり、市民にとって使いやすく、利便性の高い場所での整備を要望します。

本内容については事務局とも摺り合わせを終えていますが、皆様この内容でよろしいでしょうか。

○審議会委員：異議なし。

○大橋委員長：ありがとうございました。これをもちまして、教育委員会への答申とさせていただきます。次に議題の2つ目。学校体育施設有料化について（1）教育委員会の答申についてです。事務局より説明をお願いします。

○スポーツ企画担当係長：文化・スポーツ振興課スポーツ企画担当係長の森田でございます。よろしくお願ひいたします。

ではお手元にございます学校体育施設有料化について（答申）をご覧ください。

学校体育施設の有料化につきましては、第3回審議会で様々なご質問ご意見等をいただいたところです。その際の意見や質問につきましては、団体登録時の市民の確認方法や鍵や管理人の問題、市が歳入した使用料の使い道、また占有している場所への子どもたちが入ってきた場合の対応など、そのような話をいただきました。この件に関しましては、第3回審議会の中で回答させていただいたり、または今後の事務を進める参考にさせていただく意見として伺ったところです。そのあと9月5日までに追加の意見をお願いしたところですが、締め切りまでにその他の意見はございませんでした。

それらを踏まえまして、今回の学校体育施設有料化について審議会の皆様に考えていただきたかった内容というのが、学校体育施設の有料化の是非について、有料化する際の金額の妥当性について、そして市内団体と市外団体の料金の考え方、この3つが大きな柱になっていたかと思います。これらにつきましては、前回の意見等を踏まえましても、反対というのではなく、妥当なものであるとして審議が進んだと考えているところでございます。

従いまして、事務局として答申案を説明させていただきます。

令和7年10月22日、筑紫野市教育委員会教育長 上野 二三夫 様

筑紫野市スポーツ推進審議会委員長 大橋 充典

学校体育施設有料化について（答申）

令和7年8月20日付7筑文ス第1137号で諮問にあったことについて、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり実施されるよう答申します。

## 1. 使用料及び照明料について（1時間あたり）

施設	施設使用料	照明料
体育館	550円	220円
柔道場及び剣道場	330円	110円
運動場	550円	2,200円

※筑紫野市内に居住、通勤、又は通学している者の割合が7割に満たない場合の使用料の額は、上記の使用料及び照明料の額を2倍にした額を負担すること。

## 2. その他

使用料の減免については、他のスポーツ施設の減免基準を踏まえて検討すること。

以上、読み上げての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○大橋委員長：それではご意見、ご質問等があれば挙手にてお知らせください。

○溝田委員：土曜日、体育振興のために体育館を開放していますが、各町内から来ています児童たちの体育館の使用は対象となっているのでしょうか。

○スポーツ企画担当係長：土曜日の小学校体育館の利用につきましては、規則で決まっていまして12時30分以降が社会体育の時間となっています。今ご質問があったのはその前の時間の話だと思いますので、今回の対象から外れています。

○黒葛原委員：聞き及んでいるところからすると、小学校中学校の体育館に冷房が設置される、3ヵ年計画で作るということを聞いています。その利用料も含めた上でこの使用料金という考

え方でしょうか。

○スポーツ企画担当係長：ご指摘いただいた内容は検討しましたが、現在冷暖房がついていない状況でございますので、この料金については冷暖房代を加味していません。設置される時点での検討させていただこうと考えています。

○力久副委員長：ちょっとかぶってしまいましたが、冷暖房の料金が1つあって冷暖房があった場合にはどうなんだという質問と、それともう1つは土曜日日曜日と平日の利用料の違いはあるのかないのかとかです。最後に減免基準というのはどのようなものがあるのかというのを教えてもらいたいです。冷暖房は分かりました。

○スポーツ企画担当係長：土曜日日曜日の料金については、1時間当たりの金額は平日土日とともに変更はございません。全部同じ日料金となっています。それと減免基準についてですが、障がい者団体が使うにあたっては半額減免で前回説明をさせていただいたところですが、そのままで検討させていただこうと考えています。市とか地域が使う場合は全額減免で障がい者団体が使う場合は半額減免、この2つでございます。

○大橋委員長：その他いかがでしょうか。

○川上委員：質問が重複してしまうかもしれません、2. その他で使用料の減免については他のスポーツ施設の減免基準を踏まえて検討するというのはどういう意味なのかなと。基準のとおりやればいいのではないかと、何を検討するのかなと。

○文化・スポーツ振興課長：私どもが所管している他のスポーツ施設で、勤労青少年ホーム、農業者トレーニングセンター、それから筑紫グラウンド等があります。その施設の基準と照らし合わせて決めさせていただきたいと考えているところです。今回、踏まえて検討するという形にさせていただいたのが、例えば農業者トレーニングセンターに関しては、障がい者団体に関しては全額の減免となっています。ただし、今回の小中学校の体育施設の有料化に関しては、全額ではなく半額で検討を進めていますので、このような書き方をさせていただいているところです。

○大橋委員長：最初の基本的なことですが、この答申は我々のこのスポーツ推進審議会から教育委員会に対して、このようにお願いできますかといったものでしょうか。なので、この使用料の減免については、検討してくださいという意味合いが入っているのですね。

○文化・スポーツ振興課長：そのとおりです。

○大橋委員長：その他いかがでしょうか。

○坂倉委員：今のお話だったら、この時間当たりの利用料金が変わる可能性はあるのですか。この答申をして、いやいやそれは高いとか安いよとかいうことはあるのでしょうか。

○スポーツ企画担当係長：正確に言いますと、使用料につきましては条例で定めることになり、議会の議決を経る必要がありますので、必ず通るというものではありませんが、この原案を我々は当然大事にしながら進めていくと考えていただければと思います。

○坂倉委員：すみません、続けてですが、ナイター設備がない運動場に比べて体育館はいいですね。こういうところは今後何か期待持てる話はあるのでしょうか。

○スポーツ企画担当係長：その件に関して、具体的な内容は決まっていませんが、第3回審議会の中でご説明させていただきましたとおり、有料化によって利用者に還元していく仕組みの中で、小中学校施設維持管理事業への充当、そして小中学校開放体育施設運営事業への充

当を考えていますので、今の時点では検討していませんが、社会体育への還元というのはないわけではないということでお答えさせていただきたいと思います。

○坂倉委員：続けてもう1点よろしいでしょうか。前回も少しお話しさせていただいたと思いますが、市内の割合が7割というのはもう全然これはあってしかるべきだと思うのですが、この主体である団体が市内なのか市外なのかとか、営利なのか非営利なのか、この辺りのところがまだ文言化されてないように感じます。ここをとも前回少しお話させていただいたのですが、今後どのような形になるのかお聞かせいただければと思います。

○スポーツ企画担当係長：今のお話につきましては、先ほど意見の中で取り上げた市民団体の確認の方法についてということで1つ集約されるかと思っています。今までいただいた意見については、事務局の方が申請書のチェックの仕方とか申請書なり、確認方法について今後検討させていただくということで参考にさせていただきます。また、この審議会の中で決めていただく内容というからは少し外れていますので、この点については我々としては継続して検討させていただきたいと考えているところです。

○坂倉委員：スポーツ推進審議会としてはこのまま行くけど、担当部門としては継続した審議を続けていただけるという形でよろしいでしょうか。

○スポーツ企画担当係長：はい。今ご指摘いただいたことについては、おそらく筑紫野市の方、利用者に対する心配ということでご提案いただいていると思いますので、心配なく皆さまが有効に使えるような方法を考えていきたいということで、書類とか審査の方法については、今からきちんと精査していきたいと考えています。

○大橋委員長：その他いかがでしょうか。先ほど説明があったとおり、ここから議会を経てこの案がそのままいくのかどうかということもあると思いますので、今回この審議会の中では、別紙の内容を教育委員会への答申とさせていただくことによろしいでしょうか。

○審議会委員：異議なし。

○大橋委員長：ありがとうございました。

○力久副委員長：ちょっといいですか。前に武道場が資料の中に載っていたと思いますが、武道場はこの対象になるのでしょうか。

○黒葛原委員：柔剣道場が当たるかと思いますが。

○力久副委員長：分かりました。

○大橋委員長：では続きまして議題の3つ目です。第3回筑紫野市スポーツ推進審議会の議事録についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○文化・スポーツ振興課長：第3回筑紫野市スポーツ推進審議会の議事録についてです。皆様のお手元に配布しています議事録につきまして、ご意見があれば11月5日水曜日までに、事務局までお願いしたいと思います。また、本日の議事録につきましては、用意ができ次第、修正等の回答期限をつけて、皆様に配布させていただきますので、確認していただきますようお願いします。

○大橋委員長：ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見ご質問等があれば、挙手にてお知らせをお願いいたします。よろしいですか。

では本日の審議会での議事は以上となりますけれども、全体を通して何かご質問、ご意見等があればお願ひいたします。

○坂倉委員：今更なんですけど誠に申し訳ありません。基本方針、アリーナ構想等、このパブリック・コメント等を見せていただいて、素晴らしいものができているし、期待したいなと思いますが、ご担当者として、ここを市民に押したいというところはどこかあるのでしょうか。ここはもう絶対使ってよとか、日本一使いやすいというフレーズが頭に残っているのですが、結局そのフレーズが残ったままで、この審議会としてはそうかそうかと思っていたのですが、ご担当として、いや、この基本構想はもう市民の人にここ見てくださいよとかアリーナの構想はもう自慢だよというような項目でどこか入ってあるのでしょうか。どこがあるのかなというのをちょっと知りたくなりました。

○文化・スポーツ振興課長：そちらに関しては、今回の部分でいきますとこの構想案の第5章の基本方針、15ページ、16ページにまとめさせていただいていると思います。こちらに関しましては、皆様のご意見を伺いながら作らせていただきました。今後、また進めていくにあたって、もちろんその規模や取得できる面積に応じて、また財政上も関わってきますが、こちらがコンセプトとなりますので、こちらに沿った形で、スポーツ施設が整備されていくようなことが事務局としての思いです。

○教育部長：坂倉委員がおっしゃったのは、この後、もし建設しますよとなったときに、次は実施計画みたいな一步踏み込んだ設計みたいなのが出てくると思います。その時にならないと議論にならないでしょうね。この構想はコンセプトになりますので。整備できない可能性も往々あります。財政上用地の確保ができなければ、しばらくこれは眠ったままとなります。整備するとなったら、また皆さん方のご意見を賜る機会があるかと思いますので、その際に筑紫野市のアリーナはこういうところをメインに市民に訴えていこうよ、というのがそのときに出てくる。そのためのコンセプトですね。

○大橋委員長：では、議事についてはこれで終了となりますので事務局に進行をお渡しします。

○スポーツ施設担当係長：大橋委員長ありがとうございました。それでは続きまして、次第の3、教育委員会への答申です。準備がありますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

本来であれば、大橋委員長から教育長に答申ということでございましたが、教育長が公務のため欠席となりますので、本日は大橋委員長から濱崎教育部長へ手交させていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○大橋委員長：令和7年10月22日、筑紫野市教育委員会教育長 上野 二三夫 様

筑紫野市スポーツ推進審議会委員長 大橋 充典

筑紫野スポーツ施設整備基本構想の策定について（答申）

令和7年4月25日付7筑文ス第1116号で諮問があったことについて、審議会において審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、総合体育館及び付帯スポーツ施設を整備する際には、スポーツ推進計画の基本理念である「豊かな心と絆を育むスポーツの振興」に資するため、本市のスポーツの拠点にふさわしい規模であり、市民にとって使いやすく、利便性の高い場所での整備を要望します。

よろしくお願ひします。

○教育長（教育部長代理）：答申書受取。

○大橋委員長：令和7年10月22日、筑紫野市教育委員会教育長 上野 二三夫 様

筑紫野市スポーツ推進審議会委員長 大橋 充典  
学校体育施設有料化について（答申）  
令和7年8月20日付7筑文ス第1137号で諮詢のあったことについて、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり実施されるよう答申します。

1. 使用料及び照明料について（1時間あたり）

施設	施設使用料	照明料
体育館	550円	220円
柔道場及び剣道場	330円	110円
運動場	550円	2,200円

※筑紫野市内に居住、通勤、又は通学している者の割合が7割に満たない場合の使用料の額は、上記の使用料及び照明料の額を2倍にした額を負担すること。

2. その他

使用料の減免については、他のスポーツ施設の減免基準を踏まえて検討すること。

よろしくお願ひします。

○教育長（教育部長代理）：答申書受取。

○スポーツ施設担当係長：大橋委員長ありがとうございました。続きまして、次第の4、事務連絡。安樂課長お願ひします。

○文化・スポーツ振興課長：今後の審議会に関してお話しさせていただきたいと思います。先ほど部長より話がありましたとおり、体育館等を整備する、そのようなときにはまた皆様の知恵をお借りしたいと思いますので、必要に応じて開催させていただきたいと考えています。ただ、少なくとも昨年度策定しましたスポーツ推進計画の進捗状況については、毎年度報告させていただきたいと思っていますので、来年4月にはこの審議会を開催する予定としていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○スポーツ施設担当係長：それでは最後になりますが、教育部長から皆様にごあいさつがあります。濱崎部長よろしくお願ひします。

○教育部長：自席から大変失礼いたします。本審議会におきましては、4回にわたりまして様々ご審議いただきましてありがとうございます。大橋委員長をはじめとして、委員の皆様から様々ご意見をいただきました。今後、本日受けた答申につきましては、教育長が答申を受けますので、この後はしっかり市長にもこういった答申を受けている旨を伝えて、できるだけ様々なことが早く具現化できるようにしっかり取り組んで参りたいと思います。今後ともどうぞご協力のほどよろしくお願ひいたします。

○スポーツ施設担当係長：以上をもちまして、令和7年度第4回スポーツ推進審議会を終了いたします。ありがとうございました。